## 「学童クラブ育成料」について

区では、安定的に学童クラブを運営するとともに、サービスを受ける方の負担を明確 化し、公平性を保つ観点から、学童クラブを利用している児童の保護者の皆様に、学童 クラブ育成料(以下「育成料」といいます。)をお支払いいただいております。 育成料の概要は下記のとおりです。

※ 主に減免制度(下記2)と支払方法(下記3)のご案内です。必要に応じて手続き をお願いします。

記

#### 1 育成料

月額 3,000円

- ※ 育成料のほか、おやつ代・お楽しみ会費(月額2,000円)を別途徴収します。
- ※ 出席日数に関わらず、在籍している月は育成料を徴収します。
- ※ 入会月と退会月のみ、在籍日数が15日以下となる場合に、その月の育成料は、 1,500円となります。

## 2 減免制度

区の子育て支援施策として、対象世帯は育成料の全額免除が可能です。

- ※ 事前申請が必要です。
- ※ 申請がないと免除することはできません。
- ※ 前年度以前に免除されていた場合でも、年度が変わるたびに申請が必要です。

#### (1)対象世帯

- ① 生活保護受給世帯
- ② 区市町村民税非課税世帯
- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 低所得世帯(就学援助受給世帯、生活保護受給世帯に準ずる世帯)※
- ⑤ 兄弟・姉妹で港区が運営する学童クラブに入会している児童の第2子以降
- ※ 低所得世帯は、令和5年中の世帯全員の所得額が基準所得額に該当する方が対象となります。目安となる基準所得額は、家族構成・年齢・人数等の条件により、各ご家庭で異なります。私立やインターナショナルスクールに通っている児童の世帯も対象となります。

## ※ 低所得世帯の該当例(令和5年度の基準所得額)

世帯人数	家族構成(モデルケース)	基準所得額の目安
2 人	母 30 歳・子 (小 1=6 歳)	約 300 万円以下
3 人	父 35 歳・母 30 歳・子 1 人 (小 2=7 歳)	約 362 万円以下
4 人	父 40 歳・母 35 歳・子 2 人 (中 1=12 歳、小 3=8 歳)	約 436 万円以下
5人	父 40 歳・母 40 歳・子 3 人 (中 2=13 歳、小 4=9 歳、2 歳)	約 495 万円以下
6人	父 45 歳·母 40 歳・祖母 70 歳 子 3 人(中 3=14 歳、小 5=10 歳、5 歳)	約 548 万円以下

# (2)申請方法

電子申請 又は以下の必要書類を 郵送 か 持参 により提出してください。

# 必要書類

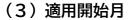
- ① 学童クラブ育成料減額・免除申請書
- ② 添付書類
- ※ 添付書類について詳細は別紙のとおり

# 提出期限

4月1日入会 → **4月4日 (木) までに**申請してください。 上 記 以 外 → **入会決定後、速やかに**申請してください。

提 出 先 (郵送・持参の場合)

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号港区役所7階子ども若者支援課子ども若者支援係



申請月からの適用となります。過去に遡って適用することはできません。

#### (4) 適用期間

申請月から令和7年3月31日まで



電子申請フォーム (育成料減額・免除)

#### 3 支払方法

ぜひ 口座振替 をご利用ください。

口座振替には、事前手続きが必要です。以下のとおり手続きをお願いします。

## (1)口座振替の手続き方法

- ① 専用の二次元コードから Web 口座振替登録受付サービス専用サイトへアクセスします。
- ② 口座名義人やメールアドレスなどの基本情報を入力します。
- ③ 入力したメールアドレスに口座情報入力サイトの URL とパスワードのメールが届きます。(URL 及びお客様番号は、メールに記載されているものを入力してください。)



Web 口座振替登録受付 サービス専用サイト

- ④ ログイン後、申込者情報を入力します。
- ⑤ 金融機関サイトへ遷移します。必要事項を入力してください。
- ⑥ 申し込み手続きが完了しますと、専用サイトへの手続きに戻ります。ここで終了せず、必ず専用サイトに戻るボタンを押してください。
- ⑦ 申込手続きが正常に完了しましたら、受付完了メールが入力したメールアドレスに届きます。(金融機関情報が誤っている場合や受付が完了していない場合は再度の手続きをお願いするメールが送付されます。)

## (2) 口座振替の手続き期限

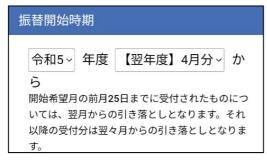
開始希望月の前月25日までに手続きしてください。

#### ※振替開始時期の入力方法:

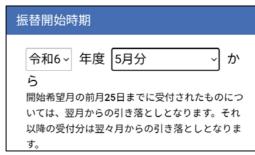
令和6年4月から振替開始 ⇒ 「令和5年度 【翌年度】4月分から」を選択 令和6年5月~令和7年3月に振替開始 ⇒ 「令和6年度○月分から」を選択

#### (参考) Web 口座振替登録受付サービス専用サイトの入力画面

■令和6年4月から振替開始の場合



■令和6年5月から振替開始の場合



#### (3) 口座振替の引落日

毎月末日(金融機関等の休業日の場合は翌営業日)

#### (4) 口座振替を利用できる金融機関

都市銀行(5行)	地方銀行 (20行)		信用金庫 (28行)		その他 (4行)	
みずほ	きらぼし	山梨中央	東京ベイ	亀有	東京	SBI 新生(旧新生)
三菱 UF J	七十七	八十二	湘南	小松川	城北	PayPay (旧ジャパンネット)
三井住友	群馬	北陸	川崎	足立成和	瀧野川	楽天
りそな	足利	静岡	朝日	東京三協	巣鴨	ゆうちょ
埼玉りそな	筑波	スルガ	興産	西京	青梅	
	武蔵野	東和	さわやか	西武	多摩	
信託銀行(1行)	千葉	栃木	東京シティ	城南	山梨	
	千葉興業	京葉	芝	昭和	横浜	
三井住友信託	横浜	大光	東京東	目黒		_
	第四北越	東京スター	東栄	世田谷		

## (5) 口座振替の手続きをしなかった場合

毎月中旬頃、学童クラブ利用申請書に記載された住所宛てに納付書を送付します。 お手元に届きましたら、納付書に記載された期限(納付書発行日から2週間程度) までに、各金融機関、コンビニエンスストア、電子マネー決済等によりお支払いく ださい。

※ 納付書の裏面に取扱窓口等の記載がありますのでご確認ください。

# (6) その他留意事項等

- ・ 残高不足等で引き落としができなかった場合
  - ⇒ 後日、納付書を送付しますので、金融機関やコンビニ等でお支払いください。 登録した口座には、毎月確実に育成料が引き落とされるよう入金をお願いし ます。また、残高不足の場合は督促の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 過去に学童クラブを利用し、かつ、口座振替の手続きをされていた場合
  - ⇒ 以前の口座情報が自動で引き継がれますので手続き不要です。 ただし、兄弟など対象児童が異なる場合は再度手続きが必要となります。
- ・ 振替先の口座を変更したい場合
  - ⇒ 再度手続きを行っていただければ、口座等の情報が更新されます。
- ・ 保護者以外の口座から引き落としたい場合
  - ⇒ 口座の名義人は、学童クラブ利用申請者以外でも登録可能です。
- ・ Web で手続きを行うことが難しい場合
  - ⇒ 各学童クラブまたは港区子ども若者支援課にご相談ください。

港区子ども家庭支援部 子ども若者支援課子ども若者支援係

**5** 03 (3578) 2426

# 学童クラブ育成料減額・免除申請における添付書類一覧表

対象世帯		入会時期	添付書類	備考
①生活保護受給世帯		通年	生活保護受給証明書のコピー	・育成料のほか、おやつ代・お楽しみ会費の助成制度もご 利用いただけます。詳しくは、各総合支所管理課へお問 い合わせください。
②区市町村民税非課税世帯		4月~8月	令和5年度非課税証明書のコピー	・9月以降の減免継続については、子ども若者支援課で各世帯の税情報を確認します。
		9月~翌年3月	令和6年度非課税証明書のコピー	
③児童扶養手当受給世帯		4月~10月	有効期限が令和6年10月31日 までの児童扶養手当証書のコピー	・11月以降の減免継続については、子ども若者支援課で各世帯の状況を確認します。
		11月~翌年3月	有効期限が令和6年11月 1日 以降の児童扶養手当証書のコピー	
④低所得世帯 (就学援助受給世 帯、生活保護受給世 帯に準ずる世帯)	港区立、国公立、 私立の小学校に 在籍する児童	4月~7月	不要(申請書のみ)	・8月頃に各世帯の就学援助受給状況を確認します。 ・就学援助受給状況の確認の結果、不承認となった世帯 は、4月分以降の育成料を徴収します。
		8月~翌年3月	就学援助受給決定通知書のコピー	
	インターナショ ナルスクールに 在籍する児童	4月~7月	不要(申請書のみ)	・6月中旬以降、必要書類の提出を別途依頼します。 ・書類審査の結果、不承認となった世帯は、4月分以降の 育成料も徴収します。
		8月~翌年3月	令和6年度課税証明書のコピー	
⑤兄弟・姉妹で港区が運営する学童 クラブを利用している第2子以降		通年	不要(申請書のみ)	